

相続税申告サポート

サービス内容

相続税申告のための財産評価を行うのはもとより、将来に起こりうる二次相続をも考慮したコンサルティングを含む申告書作成サービスです。

- ・ 現地の実調査を含めた財産評価
- ・ 節税を配慮した遺産分割協議の提案
- ・ 相続人の遺産分割協議に準じた相続税額の試算報告
- ・ 相続税申告書の作成・提出
- ・ 行政書士、司法書士、土地家屋調査士、弁護士紹介のサポート運営

料金 220,000円～

※ 手続が必要な金融機関等が複数にわたる場合は、加算料金がかかります。

基本報酬

遺産総額 3 千万円未満	20万円（税込22万円）
遺産総額 5 千万円未満	30万円（税込33万円）
遺産総額 7 千万円未満	40万円（税込44万円）
遺産総額 7 千万円から1億1千万円未満	50万円（税込55万円）
それ以上	遺産総額の 0.46%（税込0.506%）

※ 遺産に土地等・非上場株式が含まれる場合は別途加算あり

加算報酬

土地 1 筆又は 1 利用区分毎に	5万円
※ 評価に必要な書類のご提出があり、役所及び現地調査を行わない場合の報酬です。	（税込 5 万 5 千円）
評価が複雑な案件や、役所調査や現地調査を必要とする案件など評価に相当な時間を必要とする場合には、右記の5倍相当額を限度に加算することがあります。	
非上場株式	10万円
※ 1 社毎、又土地を保有している場合は土地の加算が加わります。	（税込11万円）
また、会社の規模によっては別途見積もりとなります。	

上記の料金表には、以下の内容は含まれておりません。

- ※ 戸籍関係書類の取得（別途料金で取得代行は可能です。）
- ※ 金融機関の残高証明等の取得（別途料金で取得代行は可能です。）
- ※ 準確定申告に要する報酬
- ※ 訪問する場合や土地等の現地調査の交通費
- ※ 土地の評価について不動産鑑定評価が必要な場合の鑑定報酬
- ※ 遺産分割協議書の作成報酬（別途行政書士が行います。）
- ※ 税理士法 3 3 条の 2 の書面添付にかかる報酬
- ※ 登記を行う場合の登録免許税、司法書士報酬
- ※ 物納、延納、納税猶予の手続き（別途お見積もりいたします）
- ※ 税務調査の立会（税込 5 万 5 千円 / 日）

相続事前対策・納税対策・事業承継プラン

サービス内容

- ・ 相続税の簡易試算
- ・ 相続対策のご提案

相続の事前対策、納税資金の確保、事業承継などの検討は早く行うほど効果がでるものです。

相続専門の税理士法人早川・平会計が、相続人の確定、財産目録の作成、遺産分割の試算、遺言書の作成までお手伝いいたします。

相続税簡易試算の料金表

遺産総額	報酬額
1億円未満	5万円（税込5万5千円）
3億円未満	10万円（税込11万円）
5億円未満	15万円（税込16万5千円）
5億円超	応相談

※ 相続税の申告に準じ、難易度に応じて加減算することがあります。

相続対策のご提案（相続人の確定、財産目録の作成、遺産分割の試算、遺言書の作成提案）

基本報酬	5万円（税込5万5千円）
時間報酬	1万円から（税込1万1千円から）

※ ご提案の際に、相続税の試算が必要な場合は試算の料金が加算されます。